

(株) セラーテムテクノロジーの上場廃止理由について

平成24年6月19日
株式会社大阪証券取引所

(株) セラーテムテクノロジーは、平成24年3月26日、同社代表取締役社長らとともに、金融商品取引法違反（偽計）の嫌疑で証券取引等監視委員会により告発され、東京地方検察庁により起訴されました。

起訴状によると、(株) セラーテムテクノロジー及び同社代表取締役社長らは、浮動株時価総額が過少で上場廃止基準に抵触するおそれがあったことから、株式交換により他の会社を子会社化し、株価の上昇を図ろうと目論んだものの、当該スキームが裏口上場とみなされ、上場廃止基準に抵触することを危惧したため、(株) セラーテムテクノロジーが新たに調達する資金で当該他の会社を買収するスキームのように偽装し、虚偽の事実を平成21年11月13日に開示したとされています。

上記起訴事実に関して、(株) セラーテムテクノロジーは、平成24年5月11日、平成21年11月13日に開示した子会社化及び第三者割当増資が実際は株式交換であったことを認め、平成24年6月15日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

また、平成24年6月15日、(株) セラーテムテクノロジーは、平成24年6月期第3四半期報告書を関東財務局長に提出しましたが、当該四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書によると、代表取締役社長が現在も勾留中であり、経営者確認書の内容について監査法人が経営者に直接確認できなかったことを要因として「結論の表明をしない」旨記載されています。

<上場廃止理由1について>

(株) セラーテムテクノロジーの四半期財務諸表等に添付された四半期レビュー報告書に記載されている、代表取締役社長が現在も勾留中であり、経営者自らが有価証券報告書等の記載内容の適正性を確認する経営者確認書について監査法人が経営者に直接確認できなかった点に関し、(株) セラーテムテクノロジーは、十分な期間及び機会があったにもかかわらず、適切な対応をしておらず、今般の「結論の表明をしない」旨の公認会計士等の意見の形成にあたり重大な帰責性があるといえ、その影響は重大であると認められます。

<上場廃止理由2について>

(株) セラーテムテクノロジーの行った上記開示は、投資者の投資判断にとって重要な情報を偽ったものであり、(株) 大阪証券取引所の行った実質的存続性審査に対して、極めて大きな影響を与えたとともに、実質的存続性審査そのものに対する投資者の信頼を毀損したと考えられ、金融商品市場に対して悪影響を与えるものであったと認められます。加えて、(株) セラーテムテクノロジーが虚偽の開示を長期間にわたって是正しなかったことは、極めて悪質であったと認められ、(株) セラーテムテクノロジーの真相究明に対する姿勢は不十分であると認められます。また、(株) セラーテムテクノロジーが、上場会社として金融商品取引法違反(偽計)の嫌疑で告発及び起訴されたことは、重大であると認められます。これらの状況は、(株) セラーテムテクノロジーが投資者に対する重大な背信行為を行ったものと認められ、公益又は投資者保護の観点から重大であると認められます。

以 上